

# 新型コロナウイルス感染症の影響による 国保税の"減免の簡易判定"

## 質問1

A

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、  
"世帯の主たる生計維持者"(国保に加入していない場合も含みます。以下同じ。)が、  
"死亡"または"重篤な傷病"を負われた世帯ですか？

はい

いいえ

## 質問2

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯の主たる生計維持者の事業収入等  
(事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入。以下同じ。)のいずれかが  
各種給付金および保険金損害賠償等により補填されるべき金額を差し引いて  
令和3年比30%以上減収見込ですか？  
※減少が見込まれる種類の令和3年中の所得が0円やマイナスの場合は非該当となります。

はい

いいえ

## 質問3

- 世帯の主たる生計維持者の  
令和3年中の所得が、1,000万円以下ですか？

いいえ

はい

## 質問4

B

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、減少が見込まれる  
世帯の主たる生計維持者の事業収入等の所得以外の  
令和3年中の所得金額が400万円以下ですか？

いいえ

はい

※ 会社都合で失業(失業時点で65歳未満)し、  
雇用保険から失業給付を受け、  
国保に加入される方には  
国保税の軽減制度があります。(申請が必要です。)

### ● 新型コロナウイルス感染症による

## 国保税の減免(全部又は一部)に該当

収入などの状況のわかる詳しい資料をご用意の上、  
まずは、**税務課 (0556-42-4803)** へご相談ください。

- なお、来庁でのご相談は、感染症予防のため  
完全予約制です。ご理解とご協力をお願いいたします。

### ● 申請に必要な書類

- |   |   |
|---|---|
| A | <input type="checkbox"/> 減免申請書  |
|   | <input type="checkbox"/> 医師の診断書   |
| B | <input type="checkbox"/> 減免申請書など  |
|   | <input type="checkbox"/> 令和3年分の収入を証明する書類<br>( 帳簿、確定申告書や源泉徴収票などの写し )       |
|   | <input type="checkbox"/> 令和4年分の事業収入等の減収を証明する書類<br>( 申請時点での帳簿類や給与明細などの写し ) |

### ● 新型コロナウイルス感染症による

## 国保税の減免に非該当

### ● 納付が困難な方は 納税相談をお願いします

収入や保有財産などの状況のわかる資料  
をご用意の上、まずは、**税務課 (0556-  
42-4803)** へご相談ください。

- なお、来庁でのご相談は、感染症予防  
のため、完全予約制です。  
ご理解とご協力をお願いいたします。

※ 令和3年度分については、令和2年中と令和3年中の比較とする